

初夏の風に吹かれ、心もはずむ季節となりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向▶▶▶▶▶

① 化審法第二種特定化学物質に NPE を追加（厚生労働省・経済産業省・環境省）

4月1日、化審法における第二種特定化学物質に「 α -(ノニルフェニル)- ω -ヒドロキシポリ(オキシエチレン)（別名ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル)（NPE）」が追加された。これに伴い、NPEを使用する製品については、事前の製造又は輸入予定数量届出、事後の実績数量届出、取扱いに係る技術上の指針の遵守、環境の汚染を防止するための措置等に関する表示等が義務付けられる。（参考：[ChemSafe2024年11月号](#) 国内動向①）

[経済産業省（NPEの第二種特定化学物質への指定について）](#)

[もっと詳しく▶](#)

[経済産業省（第二種特定化学物質の届出）](#)

[経済産業省（化審法におけるNPEの取扱方法が変わります！）](#)

② 一般化学物質等の製造・輸入数量（2023 年度実績）を公表（経済産業省）

化審法における一般化学物質等（一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質、第二種特定化学物質）について、2023年度の製造・輸入数量が公表された。

[もっと詳しく▶](#)

[経済産業省（化学物質の製造輸入数量）](#)

③ POPs 条約に基づく国内実施計画の改定及び点検結果を公表（環境省）

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）の対象物質の追加等を踏まえ、関係省庁連絡会議において、同条約に基づく国内実施計画が改定された。また、2020年に策定された国内実施計画の点検も併せて実施され、その結果が公表された。

[もっと詳しく▶](#)

[環境省（「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画」の改定及び「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画（令和2年11月）の点検結果」について）](#)

海外動向▶▶▶▶▶

① Annual Report 2024 を公表（ECHA）

欧州化学品庁（ECHA）のAnnual Report 2024が公表された。2024年の達成事項としてPFAS制限検討の進展やCLP分類ガイダンスの更新、ECHA CHEMの立ち上げ等が挙げられている。

[もっと詳しく▶](#)

[ECHA（Annual report 2024 - Executive Summary）](#)

[ECHA（Annual Report 2024）](#)

② マイクロプラスチックの制限における報告要件を公表（ECHA）

欧州化学品庁（ECHA）は、「マイクロプラスチック制限」として知られる、2023年9月に採択されたREACH規則の附属書XVII（制限対象物質）エントリー78で規定された「合成ポリマー微粒子（Synthetic Polymer Microparticle）」の適用除外用途に対する報告要件を公表した。

[もっと詳しく▶](#)

[ECHA（Implementation of the reporting requirements of the REACH）](#)

③ 前臨床安全性試験における動物試験の削減に向けたロードマップを公表（米国 FDA）

米国FDAは、科学的に検証された新しいアプローチ手法（New Approach Methodologies (NAMs)）を用いて、前臨床安全性試験において動物実験を削減するための戦略的かつ段階的なアプローチを示したロードマップを公表した。モノクローナル抗体については3～5年以内に動物を使用しない試験を標準とすることを目標としている。

[もっと詳しく▶](#)

[FDA（Roadmap to Reducing Animal）](#)

[FDA（FDA Announces Plan to Phase Out Animal Testing Requirement for Monoclonal Antibodies and Other Drugs）](#)

特集：労働安全衛生法の最新動向

～ラベル表示/SDS交付義務対象物質の範囲拡大～

労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示・SDS交付の義務対象物質（ラベル・SDS対象物質）に、**令和7年4月1日より約700物質（令和5年8月公示分）が追加**されています。また、令和8年4月1日から約800物質（同じく令和5年8月公示分）が、令和9年4月1日から155物質（令和7年2月公示分）が新たに追加される予定です。

このような段階的な追加により、ラベル・SDS対象物質は令和9年4月までに約2500物質に拡大され、その後も毎年50～100物質が追加される予定となっています（下図参照）。

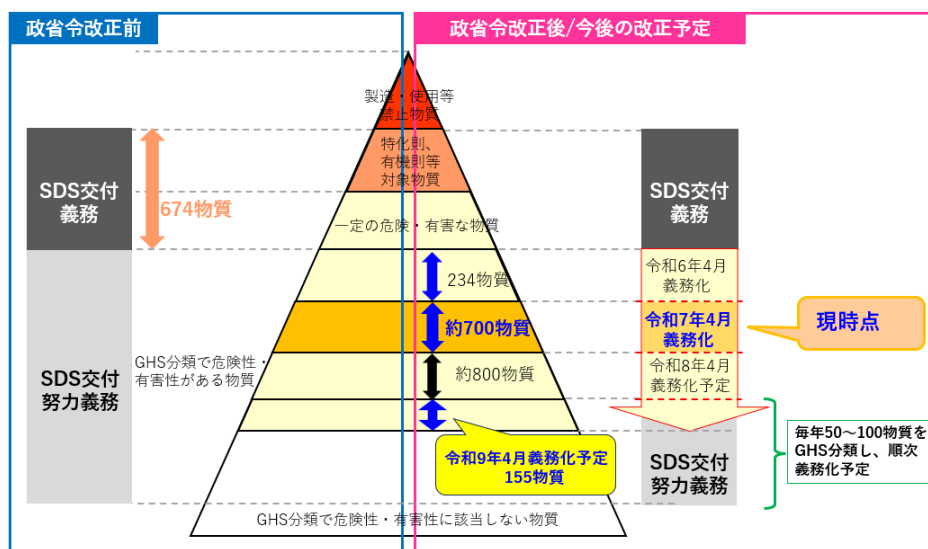


図 安衛法におけるラベル・SDS対象物質の増加状況

(労働安全衛生法の新たな化学物質規制 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要
(厚生労働省, 2022) をもとに作成)

ラベル・SDS対象物質は、事業場におけるリスクアセスメントも義務付けられています。 令和9年4月までの追加分を含むラベル・SDS対象物質のリストは、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所のポータルサイト「ケミサポ」内の「[1-3 リスクアセスメント対象物に該当するか確認](#)」で入手することができます。

CERIでは、労働安全衛生法に対応するSDS作成業務を承っています。
お気軽にお問い合わせください。

お知らせ

○「第30回化学物質評価研究機構研究発表会」の開催

6月6日(金)に経団連会館(東京都千代田区)において本機構主催の研究発表会を開催します。化学物質の安全性評価に関する研究発表、技術報告のほか、経済産業省 大臣官房産業保安・安全グループ 化学物質管理課長 大本治康様による化学物質管理政策に関する基調講演もございます。

詳細・参加のお申込み方法は [詳細ページ](#) にてご確認ください(申込締切: 6月3日)。

なお、本発表会の基調講演、研究発表及び技術報告は、後日動画配信を行います。動画の視聴にはパスワードが必要になりますので、上記詳細ページよりお申し込みください(申込締切: 6月25日、動画配信日程: 6月11日～27日)。

※研究発表会の参加者には視聴パスワードをお知らせしますので、別途動画視聴の申込みは不要です。

CERI 一般財団法人 化学物質評価研究機構
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136 (担当: 福島、多田)

URL: <https://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@cerij.jp